

要是正箇所一覧表(学校ごとに作成)

旧小河内小学校

区	種類	棟	場所	点検項目	検査結果 表番号	要是正項目	箇所	劣化度	緊急度	劣化状況評価	改善策	当初指摘日	備考
安佐北区	建築設備	校舎棟	外部 西側	換気設備	1(2)	換気扇のフードの錆が著しい	2	II	B	2	フードの取替えが必要	令和4年12月10日	
安佐北区	建築設備	校舎棟	外部 北東側	換気設備	1(2)	換気扇のダンパー破損	2	II	B	2	ダンパーの取替えが必要	令和4年12月10日	
安佐北区	建築設備	校舎棟	3階 図書室	換気設備	1(8)	天井扇の取付け部に緩みがみられる	2	II	B	2	取付け部の締め付けが必要	令和4年12月10日	
安佐北区	建築設備	校舎棟	2階 音楽室	換気設備	1(8)	天井扇の取付け部の緩み及び一部の錆が著しい	3	II	B	2	取付け部の締め付けと錆部分の取り替えが必要	令和4年12月10日	
安佐北区	建築設備	校舎棟	1階 理科教室	換気設備	2(11)	換気扇不 작동	2	II	A	4	清掃やメンテナンスが必要	令和4年12月10日	
安佐北区	建築設備	校舎棟	1階 家庭科教室	換気設備	2(11)	換気扇不 작동	1	II	A	4	清掃やメンテナンスが必要	令和4年12月10日	
安佐北区	建築設備	校舎棟	1階 理科教室	換気設備	2(11)	換気扇のヒモが切れていて使用できない	2	II	B	2	ヒモの取付けが必要	令和4年12月10日	
安佐北区	建築設備	校舎棟	1階 家庭科教室	換気設備	2(11)	換気扇のヒモが切れていて使用できない	1	II	B	2	ヒモの取付けが必要	令和4年12月10日	
安佐北区	建築設備	校舎棟	2階 ふれあい教室	換気設備	2(11)	火気使用室に機械換気設備未設置	1	II	A	4	火気使用場所に換気扇の新設が必要	令和4年12月10日	
安佐北区	建築設備	校舎棟	1階 理科教室	換気設備	2(13)	火気使用室の換気扇の換気風量不足	1	II	A	4	精査して修繕もしくは対応している換気扇に取替えが必要	令和4年12月10日	
安佐北区	建築設備	校舎棟	1階 家庭科教室	換気設備	2(13)	火気使用室の換気扇の換気風量不足	1	II	A	4	精査して修繕もしくは対応している換気扇に取替えが必要	令和4年12月10日	
安佐北区	建築設備	校舎棟	1～3階 廊下手洗い場	給排水設備	1(2)	配管に漏水跡がみられる	3	II	B	2	再塗装もしくは配管の取替えが必要	令和4年12月10日	
安佐北区	建築設備	校舎棟	2階 男子便所	給排水設備	1(2)	配管に漏水跡がみられる	1	II	B	2	再塗装もしくは配管の取替えが必要	令和4年12月10日	
安佐北区	建築設備	校舎棟	1階 女子便所	給排水設備	3(12)	便所使用禁止	3	II	B	2	使用するのであれば修繕が必要	令和4年12月10日	
安佐北区	建築設備	校舎棟	2.3階 男子便所	給排水設備	3(12)	自動排水装置化粧カバーの取付け部外れ	2	II	C	2	カバーの取付けが必要	令和4年12月10日	
安佐北区	建築設備	校舎棟	3階 男子便所	給排水設備	3(13)	SKトラップ管に錆がみられる	1	II	B	2	再塗装が必要	令和4年12月10日	
安佐北区	建築設備	校舎棟	外部 全体	給排水設備	3(16)	養生管に錆がみられる	4	II	B	2	再塗装が必要	令和4年12月10日	
安佐北区	建築設備	校舎棟	外部 東側	給排水設備	3(16)	掴み金物に錆がみられる	1	II	B	2	再塗装もしくは掴み金物の取替えが必要	令和4年12月10日	
安佐北区	建築設備	校舎棟	屋上 出入口付近	給排水設備	3(16)	掴み金物に錆がみられる	1	II	B	2	再塗装もしくは掴み金物の取替えが必要	令和4年12月10日	
安佐北区	建築設備	校舎棟	外部 東側	給排水設備	3(17)	土砂、雑草が堆積しており排水の妨げになっている	2	II	B	2	清掃が必要(定期的な清掃が必要)	令和4年12月10日	
安佐北区	建築設備	屋内 体育館	便所	給排水設備	3(12)	フラッシュバルブと便器の接続部から漏水がみられる	1	II	B	2	パッキンの交換が必要	令和4年12月10日	
安佐北区	建築設備	屋内 体育館	外部 全体	給排水設備	3(16)	養生管に錆がみられる	多数	II	B	2	再塗装が必要	令和4年12月10日	

太枠内の各項目についてご記入ください。

<緊急度>、<劣化度>の具体的な判断基準は以下を参照してください。

<緊急度>

評価	状況	解説
A	機能に支障をきたし、早急に修繕・取替え等を行う必要がある。	建物部位の劣化、損傷、設備機器の故障等により、施設の機能や安全性に支障をきたしており、速やかに修繕・取替えを行わなければ施設機能に重大な影響を及ぼし、事故の発生につながる可能性がある。
B	機能に支障をきたし始めており、できるだけ早期に修繕・取替え等を行う必要がある。	建物部位の劣化、損傷、設備機器の故障等により、施設の機能や安全性に支障をきたし始めており、放置しておくことさらに劣化が進む可能性がある。
C	機能に支障をきたす可能性はあるが、修繕・取替え等の緊急性は低い。	現時点では、建物部位や設備の劣化、損傷により施設の機能や安全性に支障をきたしてはいない。

<建築設備等点検の劣化度>

評価	劣化の程度	解説
I	劣化、損傷がほとんど認められない。	当面、修繕等を行う必要がない。
II	劣化、損傷が軽微で、範囲が限定的である。	劣化、損傷した建物部位や設備について、修繕・取替えの検討をする必要がある。
III	劣化、損傷が著しく、広範囲にわたっている。	劣化、損傷した建物部位や設備について、取替えの検討する必要がある。